

## 令和5年度 第1回長野県障がい者施策推進協議会 議事録

日時：令和5年8月28日（月）

14:00～16:00

場所：長野県庁本庁舎3階特別会議室  
（対面、WEB会議併用形式）

### 1 開会

（山本企画幹）

定刻になりました。皆様お揃いですので、これから始めさせていただきたいと思えます。

ただ今から、令和5年度第1回長野県障がい者施策推進協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

私は本協議会の事務局を務めております健康福祉部障がい者支援課の山本哲也と申します。よろしくお願ひいたします。

皆様方には後ほど会長を選出していただくこととなりますが、それまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

開会にあたりまして、福田健康福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

（福田健康福祉部長）

皆さんお疲れ様です。健康福祉部長の福田雄一でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、令和5年度第1回障がい者施策推進協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃から県の健康福祉行政にご理解とご協力を賜っておりまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

また今回、委員の改選期でございます。皆様に委員就任のお願いを申し上げたところ、ご承諾をいただきました。誠にありがとうございます。

今年度は県の障がい者施策の基本的事項を定めております「障がい者プラン2018」、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保などを定める「第6期障

害福祉計画」、及び「第2期障害児福祉計画」につきまして、それぞれ計画期間の最終年度にあたる年度でございます。

これらの次期計画を今年度中に策定することが求められております。

これらの計画につきましては、皆様ご承知の通り、今後の県の障がい者施策の推進にあたりまして、重要な指針として位置づけられていく大切な計画でございます。

皆様のご意見を反映しながら、障がい者施策の一層の推進を図るための計画にしてまいりたいと考えておりますので、どうぞご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、現行プランの実績、さらには次期プランの策定に関わる基本的な考え方などにつきまして、ご説明をさせていただきますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと考えております。

なお、今年度は例年より多く3回の会議を予定しておりまして、皆様にはご負担をお掛けするところでございますけれども、今後の障がい者施策、共生社会づくりに向けた取組の重要な検討の場となりますので、改めてご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

(山本企画幹)

福田部長につきましては所用により、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(福田健康福祉部長)

申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。失礼いたします。

(山本企画幹)

続きまして、まず最初に会議資料の確認をお願いしたいと存じます。

あらかじめお送りしました資料は、資料の一覧、委員名簿、会議次第、その次に資料1から資料4まででございます。

会議資料につきましては、資料一覧、委員名簿、会議次第、その次に資料1から4でございます。

それから、お手元に今日の席図、それから長野県附属機関条例抜粋をご用意しております。確認をお願いしたいと思います。

この後、委員の皆様にはお一人ずつ自己紹介をいただくところでございます。

県側の出席者につきましては、席図に記載を持ちまして代えさせていただきたいと思  
いますので、よろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様には 15 名の方をお願いをしております。

委員の任期につきましては、令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 2 年間を  
お願いしております。

今回、改選後、初めての協議会となりますので、委員の名簿の順番で委員の皆様  
に自己紹介をお願いしたいと思います。

大変恐縮ですが、改めてもう一度、委員の名簿をお手元にご用意いただきたいと思  
います。

名簿の順に自己紹介をいただくところがございますが、まず本日、欠席となっている  
委員につきまして申し上げます。

上から 3 番目の大堀委員様、それから下から 4 番目の丸山委員様、それからその下の  
宮島委員様、この 3 名の方につきまして欠席となっております。

それから本日は WEB でご参加をいただいている委員がございます。  
申し上げます。

上から 4 番目の小岩委員様、それから 7 番目の田中委員様、それから下から 6 番目の  
長沼委員様、繰り返します、小岩委員様、田中委員様、長沼委員様、この 3 名の委員様に  
つきましては WEB での参加となっております。

それでは委員の名簿順で、それぞれ自己紹介を頂戴したいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

### 3 委員紹介

(赤羽委員)

お世話になります。

名簿の一番上になります、松本市にあります社会福祉法人信濃友愛会常務理事の赤  
羽と申します。知的障がいの方達が中心の法人になります。

現在、長野県知的障がい福祉協会の役員をやらせていただいております。

よろしくお願いいたします。

(上原委員)

長野労働局職業対策課の上原と申します。

私も今年度 4 月に今の部署に配置されまして、障がい者の雇用対策ということで広く

浅くという感じで携わらせていただいています。

イメージとしては、県下にあるハローワークの方で障がい者の雇用指導ですとか、障がい者の方の就職相談をやっている、その取り纏めをする立場のようなことをやっております。

よろしく願いいたします。

(山本企画幹)

WEB 参加の小岩委員様、お願いいたします。

(小岩委員)

はい。千曲市福祉課長の小岩多美子と申します。

この4月より参りました。

よろしく願いいたします。

(榊原委員)

清泉女学院大学の榊原と申します。

ユニバーサルデザインの研究をしております。

その中の特に情報アクセシビリティが専門でして、WEB サイトですとか、スマートフォンとか、そうしたソフト、ハードウェアなどの研究をしております。

最近では JIS X 8341 シリーズ、高齢者・障害者配慮設計指針というものの委員などを務めています。

よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

皆様こんにちは。

佐藤千枝と申します。

この4月の改選につきまして、長野県東御市選挙区で県議会議員になりました佐藤千枝でございます。

私は今、3人の子どもがおりまして、3番目の長男がダウン症と脳性麻痺を持って生まれてきたものでして、今現在31歳ですけれど、在宅で通所施設に通っております。

今、長野県手をつなぐ育成会、東御市の育成会の会長も務めさせていただいております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(山本企画幹)

WEB 参加の田中委員様、よろしくお願いいたします。

(田中委員)

はい。初めまして。

私は飯田市にあります飯伊圏域障がい者総合支援センターで相談支援専門員を担っております、田中富士子と申します。

よろしくお願いいたします。

(土井委員)

私は社会福祉法人絆の会の理事長をしております、土井まゆみと申します。

絆の会は、主に精神の障がいの方を中心に支援してまいりました。

すみません。二段目にある統括施設長は別の者に引き継ぎましたので、消していただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(友野委員)

皆様お疲れ様です。

南佐久郡佐久穂町にあります身体障がい者、障害者支援施設千曲園の施設長をしております、友野と申します。

お疲れ様です。

県の身体障害者施設協議会の副会長を仰せつかっております。

前期は会長という役を務めさせていただきました。皆さん本当にご協力いただきまして、ありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

(山本企画幹)

WEB 参加の長沼委員様、よろしくお願いいたします。

(長沼委員)

はい。

長沼でございます。

現在、飯田にあります飯田病院の仲ノ町診療所という診療所の所長をしておりますが、私、もともと 35 年間ぐらい小児科医をやっております、飯田市立病院でずっと勤務しておりました。

重心・医ケアの子どもたち、およびその大きくなった大人の方たちの事をずっとやって来たものですから、この場に参加させていただいているというふうに思っています。よろしく申し上げます。

(二宮委員)

皆さん初めまして。

長野県聴覚障がい者情報センターの所長の二宮と申します。

よろしく申し上げます。

今年で 3 年目になります。よろしく申し上げます。

(武藤委員)

長野県視覚障害者福祉協会長野支部長をさせていただいております武藤です。

どうぞよろしくお願いいいたします。

(山本企画幹)

村松委員様、申し上げます。

(村松委員)

はい。すいません。

長野市の身体障害者福祉協会の女性部の村松和子と申します。

自分自身が両股関節に障がいがあります。当事者です。

よろしく申し上げます。

(山本企画幹)

委員の皆様ありがとうございます。

本日は 15 名中 12 名の委員の皆様にご参加いただいております。  
本日の協議会につきましては、委員総数 15 名のうち出席委員 12 名で過半数の出席を得ております。

よって、長野県附属機関条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本協議会の開催が成立していることをご報告申し上げます。

次にこの会議は、公開で行わせていただきます。  
併せて後日、県のホームページで議事録及び会議資料の公表を予定しております。  
なお、議事録につきましては皆様のご確認をしていただいた上での公開という形になります。併せまして、よろしく願いいたします。

なお、本日の会議は 2 時間を予定しております。終了時間はおおむね 16 時を予定しておりますので、ご協力をいただきたいとお願い申し上げます。

それでは次第に従いまして、まず、会長の選出を行っていただきたいと存じます。  
会長の選出につきましては、本日お配りしました長野県附属機関条例第 5 条で附属機関に会長を置き、委員が互選するとなっております。

選出方法につきましては、委員の互選となっておりますので、皆様方にお諮りしたいと存じます。

どなたかご意見等ございますでしょうか。  
友野委員さんお願いいたします。

#### 4 会長選出

(友野委員)

はい。

障がい者支援施設で管理者の立場を歴任され、また長年、障がい者支援に携わっていただいている赤羽さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(山本企画幹)

はい。

ありがとうございます。

ただ今、友野委員さんから赤羽委員さんを会長に推薦する旨のご発言がございました。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(賛同の拍手)

(山本企画幹)

ありがとうございます。

皆様の拍手をいただきましたので、赤羽委員さんに会長をお願いしたいと存じます。

赤羽会長さんにつきましては、会長席へのご移動をお願いいたします。

それでは、赤羽会長さんからご挨拶をいただき、以後の進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

## 5 会長就任、あいさつ

(赤羽会長)

改めまして、長野県知的障がい福祉協会で副会長を今、仰せつかっております、赤羽信行と申します。

今回、ご推薦をいただきまして、今、ご承認もいただきました。

私の諸先輩も沢山おられたり、適任の方がきつとおられると思うのですが、ご推薦をいただきましたので、本当に微力ではありますが、できることを皆さんにぜひ、ご協力をいただいて、務めてまいりたいと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。では、着座させていただきます。

それでは会議事項に入ります。会議事項に入る前に長野県附属機関条例の規定により、会長職務代理者を指名したいと思います。

代理者につきましては、友野委員をお願いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(友野委員)

承知いたしました。お願いします。

## 6 会議事項

(赤羽会長)

改めまして、それでは会議事項に入ります。

会議事項につきましては、一括で説明をしていただいた後に、まとめて質疑応答の時間を取らせていただきます。

それでは、会議事項(1)から(4)まで障がい者支援課から説明をお願いいたします。



(前田主査)

障がい者支援課の前田と申します。よろしくお願いいたします。私の方からは資料 1 から 3 について説明申し上げます。着座にてお願いします。

まず資料 1 についてご説明申し上げます。部長からも話がありましたが、今年度は次期プラン策定時期となっております。これについて県の基本的な施策の方針となる重要な計画ですので、皆さまにもご意見を積極的に頂戴いただければと思います。よろしくお願いいたします。

まずは資料 1 のとおり現行計画の実施状況について説明申し上げます。資料 1 ですが、まず現行プラン「障がい者プラン 2018」についての令和 4 年度における実施状況についてご報告させていただきます。

まず 1 枚目に関しては現行プランの構成について簡単に説明させていただいている資料でございます。計画期間は平成 30 年度から令和 5 年度の 6 年間となっております。

基本的理念及び基本的視点というものを考え方のベースといたしまして、そこに紐づく 4 つの重点施策を定め、さらそこに紐づく各種分野別施策という形の構成となっております。

また、併せて先ほど部長からも話がありました、障害福祉計画及び障害児福祉計画というものも併せて定めておりまして、こちらは 6 年ではなく 3 年間の計画となります。そのため、第 6 期、第 2 期というのは令和 3 年度に定めたものになります。

次ページ以降になりますけれども現行プランの実施状況について取りまとめてございます。

ページ数が多いのですべてを読み上げると時間がかかってしまうので主なものを説明させていただきたいと思います。

まず「重点施策 1 障がいへの理解と権利擁護の推進」というものでございます。これに関しては、1 の「啓発・広報の実践」ということで、例えばヘルプマークの配布を実施し、令和 4 年度末に 24,055 個を配布しました。

次に 2 の「障がいに対する理解を深める研修会の実践」については、例えば「信州あいサポート運動」の取組を実施しました。

また、4 番の「障がいを理由とする差別解消の推進」ということで、令和 4 年度から障がい者共生条例というものを施行しております。これに関して紐づく取組として、例えば条例施行に始まり県政出前講座の実施、周知・啓発。また、去年「共生社会づくりフォーラム」というものを実施しまして、各方面で障がいを理由とする差別解消推進の活動に努めております。

次に次ページの「重点施策2 地域生活の充実」という項目に移りたいと思います。1、2番のように、事業所の指定とか補助金の実施等により、必要な障害福祉サービスに係る事業所というものを着実に増加させていただいております。

また5番、6番の相談支援体制の充実のために、計画相談・障がい児相談の質の向上や相談支援専門員の養成などの取組を行っております。

ちょっと飛ばさせていただいて次のページの「重点施策3 社会参加の促進」ということで申し上げます。

例えば1の(2)のように「一般企業への就労の拡大」を目指して、法定雇用率未達成企業への勧奨状を発出したり、障害者就業・生活支援センターによる企業訪問等の個別支援や短期トレーニングの実施などの取組を実施しております。

また(3)のように工賃アップということに向けて、NPO法人長野県セルフセンター協議会における共同受注により、事業所間の連携・協力体制づくりというような支援の他、地域連携促進コーディネーターの配置による障害福祉サービス事業所の状況に応じた工賃アップのアドバイス等の取組を実施しております。

また、さらに2の「情報コミュニケーション支援の充実」のために、情報を伝える手話通訳者、要約筆記などの意思疎通支援をする方の養成に取り組んだというような形です。

また3の「スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興」ということで、一部コロナの影響等があり中止したものはございますが、昨年度は、長野車いすマラソンや（長野県障がい者）文化芸術祭などの実施によって多くの皆様に御参加いただいたところでございます。

次に「重点施策4 多様な障がいに対する支援の充実」に移らせていただきます。ページが途中で移動してしまっていますが、「1の医療的ケア児に対する支援体制の整備」として令和4年4月1日に障がい者支援課内に医療的ケア児等支援センターというものを配置しまして、医療的ケア児等スーパーバイザーという者を令和4年に2名配置しております。

また県及び圏域の医療的ケア児等支援連携推進会議を開催して、適切な支援を受けられるように連携体制の強化を図っているところでございます。

また他にも例えば、5の「高次脳機能障がい者への支援」ということで支援拠点病院に支援コーディネーターを配置して相談をおこなったり、6の「強度行動障がいのある人の受入先の拡充」ということで適切な対応が出来る人材の育成のために、指定研修機関による各種研修なども実施しました。

また7の教育関係になりますけれども「特別支援教育の充実」として、「小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実」に関わる取組や、「地域における連携支援体制の充実」等の各種取組を行いました。

以上が主な取組でございます。

次ページ以降の表ですが、重点施策に紐づいて各種目標値というものを定めております。その目標値における令和4年度の達成状況ということで示しております。

全部読み上げると時間もかかってしまうので説明は省略させていただきます。よろしくおねがいします。

続いて資料2に移りたいと思います。駆け足で申し訳ないです。

資料2は先ほどちょっとお話がありました第6期と第2期の障害福祉計画、障害児福祉計画の令和4年度の実績ということでお示ししておるところでございます。

すみません表がずらっと並んでいますので簡単にご説明を申し上げます。

まず、成果目標1に関してですが、地域移行に関する部分になります。

地域生活への移行者数、若干パーセントが少ないのですけれども、地域移行は過去からかなり長野県は進んでおりまして、現状重度の方が施設に残っているような状況であるので、なかなか地域移行が難しい状況でございます。ですので目標達成はかなり厳しいものになっているような状態でございます。

また成果目標2に関しては、未公表の部分がかかなり多いので今現在達成状況の把握がなかなか難しいところではございます。

あと次ページの成果目標3なのですけれども、地域生活支援拠点というところの部分について、例えば検証等回数の実施が目標値となっております。見ていただければわかるのですが、大体目標値をクリアしている状況でございます。

成果目標4に関しては就労関係の数値になります。目標値までは100パーセントまではっていないものの、2019年度から着実に増加している状況ではございます。例えば移行者数、そのあと各種の事業所別の移行者数などは、2019年度から増えては来ております。そのような状況でございます。

次ページ以降の成果目標の5、6、7に関しては圏域によっては進んでいる地区もあるのですが、なかなか圏域によっては体制の確保が難しいといったものがございまして、全市町村という訳には至っていない状況でございます。

詳細な説明は省略させていただきます。

次に2番の障害福祉サービス等の必要な量(活動指標)でございます。この関係でございますが市町村や県の各課、関係課から実績調査をさせていただいて、その実施結果

を掲載させていただいております。

特に実績見込み数が七割に届いていない部分については、資料の方で着色をさせていただきます。ご確認ください。

全ての事業所は取り上げられないので説明は省略させていただきます。

次に3番目の障がい福祉サービスの基盤整備量でございますが、これについても記載の通りでございます。事業所の種別によっては整備を進んできているものもございますし、まだまだな部分もございます。またその辺は我々の方でも検討していきたいと思っております。

次に資料2の1というものを2枚ペーパーお付けさせていただいたのですが、これについては今言った第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画というものの概要を簡単にまとめさせていただいた資料でございます。

この障害福祉課計画・障害児福祉計画というものは基本的には国の指針というものに基づいて目標値を決定しているものでございます。

そのため、例えば、第5期の障害福祉計画や第1期の障害児福祉計画の実績等や国の基本指針に基づいて、各種目標値を立てているところでございます。

詳細な説明は省略いたしますのでご覧ください。

すみません、横の資料になっていますが資料3でございます。

今回新たにということで、次期プランの策定についての資料のまず第1段階という形、大きな方針ということで資料を作成させていただいているところでございます。

資料3の長野県障がい者プラン2024（仮称）は令和6年度から11年度の計画で6年間の計画になりますけれども、新たなプランとして定めていきたいということでございます。

上の策定趣旨というところでございますが、現行計画の反省点をしっかり反映した上で具体的な取組等を定めていきたいと思っております。

先ほどから説明しているのですが、このプランに関しては3つの計画が合わさったものでございます。

次期計画も3つの計画を合わせて定めていきたいと考えております。

1は障害者計画といって、県の基本的な方針を定めるものとなります。

2、3番に関しては先ほどから説明している通りで、国の指針、基本指針に基づいてサービス提供体制の確保などを定めていく計画になってございます。

この3つの計画を合わせて障がい者プラン2024として定めていきたいと考えております。

すみません。どんどんいきますが、まず1番目の現状と課題という真ん中の欄をご覧ください。

まず、障がい者支援課として現状と課題ということで整理してみました。

まずは現状ということで、障がい者の人口のデータをそこに掲載してございます。身体障がい者は減っているのと、知的障がい者等は増加しているというような現状。

あとは④のように多様な障がい特性に応じた支援ニーズの拡大というものをとらえておきまして、例えば医療的ケア児、発達障がい児、強度行動障がい、高次脳機能障がいといった多様な障がいというものも支援ニーズが発生しているものととらえております。

それが現状でございまして、次に1、2、3と課題を挙げさせてもらいました。

主なものとして、1番の障がい者の権利擁護ということで、実は参考に配布させていただいたのですが、去年、障がいのある方の実態調査ということでアンケート調査を行いました。このアンケートに関しては資料3の1で説明しますが、プランの基本的な資料として使いたいということで去年実施しております。

例えば障がい者の権利擁護の関係で、多くの障がい者は生きづらさを感じていると、困ったり、嫌な思いをした経験があるという方が50パーセント以上、18歳以上・18歳未満の両者ともに50パーセント以上となっているような状況。

また2つめのポツのように、障がいがあることで困ったり、嫌な思いをした時、理解がないと感じたというような項目で、また50パーセント超えてくるような状況でございまして、障がい者の理解というところの部分で、まだまだであるというところがございます。

また、2番目のサービス提供体制ということでございまして、これも1番目の1つで多様な障がい特性のニーズというのが出てきている一方で、例えば強度行動障がいとか、医療的ケア児等の専門的サービスを提供できる体制がまだまだ不十分だろうというような状況。

あとは2番目のサービスへの不満といった質の向上を求めるような声というものがあると捉えております。

3の社会参加の機会ということでアンケートの中で社会参加する上での妨げがあるといった障がい者のご意見がありまして、それが40パーセント近くになるというような状況でございます。

また下のポツのように情報入手やコミュニケーションというところでも、なかなか整備が進んでいないというような状況であると思っております。

この課題に対して県としては方向性として3つのキーワードで考えております。

1つ目の課題に対しては「心のバリアフリーの推進と共生社会づくり」というものをキーワードに、例えば一つ目のポツのように相談事案や優れた合理的配慮の県民との共有による理解促進。障がい福祉の社会モデルの周知等いろいろやっていくということと、2番目の理解を深めるために障がいのある人とない人との交流機会の拡大といったような活動を進めていきたいと考えております。

また、2番の課題に対する方向性でございますが、「自ら選んだ場所で安心して暮らせる環境づくり」というものをキーワードに、例えば、障がい福祉人材の確保定着、サービスの質の向上を図るとともに、サービス提供基盤の整備といったもの、具体的に言いますと、人材の確保、定着、サービスの質の向上については、好取組の収集・発信、研修内容の充実といった活動や、サービス提供基盤の整備などは、施設整備の優先採択、設置の働きかけなどをしていきたいと思っております。

3の社会参加の機会の課題に対しては、「社会参加の促進と心ゆたかな生活の実現」というものをキーワードに、能力の適性に合った仕事とのマッチング支援の強化や、工賃向上による、いわゆる働く喜びを実感できるような環境づくりといったものや、社会参加の機会の拡充と情報提供といった部分の支援を考えております。

最後のスケジュールでございますが、今のところの予定でございます。計画策定の工程としましては、今回この方針への御意見をいただいて、また各課にも御協力いただきながら、素案を作成していく形になります。

最終案の検討としましては、年明けになってしまうのですが、そういったスケジュールとなっております。

また、県民意見の募集としましては、障がい者団体等に意見聴取をおこなったり、素案のパブコメを年明けに予定しておりますが、パブコメで一般県民の方に御意見をいただくことを考えてございます。

この施策推進協議会ですが、今回はこの方針を揉んでいただくということでございます。

次は11月末になるかと思いますが、また調整をさせていただきたいと思っておりますが、これで揉んで、施策体系等の素案に近いものを出せばよいと思っております。最終的に、2月の中旬ぐらいに最終案ということでお示しして、決定していくというような流れにしていきたいなと思っておりますので、すみません今年は3回あり、お手数を掛けますがよろしく願いいたします。

資料3の2枚目なのですが、基本的には今1枚目で説明した内容を、現行プラ

ンの取組を入れ込んで比較をして作成したものでございます。

現状と課題については今、ご説明した内容がざっと書いてあるところでございます、例えば1の障がい者の生きづらさ、障がい者の権利保護の部分は、現行プランの取組としては、先ほども実績で説明しましたが、あいサポーター、ヘルプマークの普及啓発などや、共生条例に基づく取組として、様々な活動をしてございます。

次期プランに関しては、今申し上げたような、「心のバリアフリーの推進と共生社会づくり」というものをキーワードに、各活動をやっていきたいということでございます。

2番に関しても、障がい福祉サービスの関係で、現行プランに関しては、サービス提供基盤の整備状況ということで、表を真ん中に載せさせていただいており、例えば放課後等デイは、28年度と比べれば2倍以上になっているということで、サービス提供基盤の整備状況も進んできてはいるものの、先ほど述べたように、専門的なサービスが必要なものは必要だという状況なので、次期プランに関しては、そういったところを取り組んでいくということがまとめられています。

3番の社会参加の関係ですが、現行プランの取組のところでは、やっぱりさっきも説明したのですが、コロナの状況で減っているような部分もありまして、今後もう少し回復させていきたいなというところもありますし、就労の関係も頑張っていきたいということで、まとめさせていただいたところが、この資料でございます。

簡単ではございますが、以上で次期プラン策定の資料になります。

最後に、資料3の1のとおり、障がい者の実態調査をさせていただきました。全ての調査項目を載せるのは難しかったので、主なものとして掲載させていただいております。

まず、実態調査に関しては、基本的にプラン策定のための基礎資料とするためにやらせていただいたというところでございます。調査設計でございますが、調査対象に関しては長野県在住で各種手帳などをお持ちの方。有効回収数は、18歳以上が1,058件、18歳未満が83件ということでアンケートを実施してございます。

6以下に主な調査結果として調査の記入者の特性から、権利擁護の関係、情報入手の関係、就労の関係、社会参加の関係、そして行政への要望ということでまとめさせていただきましたので、1個1個説明しているとそれだけで時間が終わってしまうので、私の説明はこの辺にしておきたいと思っております。

また、このデータ等を参考にさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

私の資料 1 から 3 までの説明は以上になりますので、よろしくお願いいたします。

(吉沢係長)

障がい者支援課の吉沢と申します。

私からは資料 4 にございます手話言語条例関連事業の実施状況についてご報告させていただきます。座って失礼いたします。

まず始めに手話言語条例の要旨についてでございます。

手話が、障がいのある人もない人も互いに支えあいながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用される長野県を目指すために平成 28 年に条例を制定いたしました。

事業の実施状況についてご説明いたします。

まず初めに手話に対する理解促進です。幅広い年代の県民を対象にしました、あいサポート運動を通じて手話に対する理解を深めたり親しみをもってもらったりする取組を進めることを目的としまして、あいサポート信州でのミニ手話講座の実施等を行っております。

次に手話の普及についてです。

誰もが手話に親しみ手話に対する理解を深め互いを支えあいながら共に生きる地域社会の象徴となるよう普及を進めております。令和 4 年度の実施内容といたしまして、共生社会実現のための手話講座。受講者数で 1,020 人の方にご参加いただきました。手話での交流事業の補助としましては 3 団体に補助を実施いたしました。

その他といたしまして、月に 1 回手話定期便。手話動画をホームページに掲載しております。また先ほど申し上げた以外の手話講座で新任警察官の方ですとか、新任の消防士さん、新任の県職員等に対しまして手話講座を実施しております。

次に手話を使いやすい環境の整備でございます。

手話通訳者等意思疎通支援者の養成、遠隔手話通訳支援サービスの提供によりまして、県のどこでも意思疎通ができる環境を整備しております。

令和 4 年度の実施内容としまして手話通訳者の養成講座で 27 名の養成を行いました。

また要約筆記者養成講座で 22 名の養成を行いました。その他といたしまして、10 圏域毎に手話通訳事務員を配置しております。県内で 10 名の配置でございます。また遠隔手話通訳システムの整備を行っております。令和 4 年度の導入市町村数は 35 でございます。



次に手話や文字による情報提供です。

音声だけではなく手話や文字による、情報提供がされる社会をつくることを目的としております。まず知事会見における手話通訳の導入を平成 30 年度から現在に至るまで行っております。また、県が発信する動画メッセージ等への手話及び文字の挿入を行っております。長野県議会委員の一般選挙の啓発動画や CM におきまして、手話通訳の挿入を行いました。また字幕入りのビデオライブラリ事業の実施もしております。

次に相談体制の整備・生活支援についてでございます。

ろう者の方が気軽に相談できる窓口を設けております。令和 4 年度の実施内容といたしまして、ろう者相談員事業、相談件数で 330 件相談実施されました。また社会参加促進事業、集団訓練になりますが 433 名の方にご参加をいただきました。

今後の取組についてです。いろいろな世代に手話に興味を持っていただきますよう手話講座開催の他、市町村と連携を図りながら啓発を強化してまいります。必要な時にスムーズに通訳の手配ができるよう意思疎通支援者を養成してまいります。またどのような場面でも意思疎通を図ることが出来るよう遠隔手話通訳システムの普及や多職種への手話講座の実施等を通じて情報保障が確保される体制を整えてまいります。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございました。ただいま全ての会議事項について説明をしていただきました。

ここからは、これまでの説明に対する質問や、それから障がい者施策の課題、日ごろから皆様のお持ちの問題意識など障がい者施策全般に関しまして、ご質問やご意見をいただく時間としたいと思います。

なお、ご発言に際しましてのお願いがございます。まずご発言される方は、挙手でお知らせいただいた上で、指名を受けて、その後お名前を述べていただいてから、ご発言いただきたいと思っております。

WEB でご参加の皆さんも、画面上に見えるように挙手をしていただきますように、お願いいたします。

また、委員の皆様全員からご発言を是非いただきたいというふうに思いますので、今日は障がい種別の内容から本当に幅広く議題が出ておりますので、どの角度からでもきつとよいかと思っておりますので皆さんお氣になっているところから、どんなことでも

是非ご意見をいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いたしたいと思  
います。

それでは、ご発言のある方よろしくお願いたしたいと思  
います。いかがでしょう  
か。

(榊原委員)

すみません。榊原です。

(赤羽会長)

榊原委員さんお願いします。すみません。

(榊原委員)

はい。重点施策の3にございます。「情報コミュニケーション支援の充実」、その中  
の(5)番目の「情報提供体制の整備について」質問させてください。

現在の信州ナビ、これはスマートフォンで利用できるアプリケーションなのですけ  
れども、こちらで観光施設のバリアフリー対応状況が確認できるというふうに聞いま  
した。

こちらの情報は、アプリ内だけで使用されているのでしょうか。それともホームペ  
ージ等他のところからでも検索できるようになっているのでしょうか。お聞かせくだ  
さい。

(赤羽会長)

事務局、お願いします。

(藤木障がい者支援課長)

はい、障がい支援課の藤木でございます。それはアプリの中でだけ確認できるよう  
な形になっておりますので、今、更に良い方法はないかということ部内で検討し始  
めているところでございます。

(榊原委員)

はい、ありがとうございます。観光に出かけるときにはですね、目的地だけではな  
く、目的地到着までの経路もバリアフリーである必要があると思  
いますので、利用者

はこの信州ナビだけを使って情報を検索する訳ではないと思いますので、様々な方法で検索できるようになるといいかなと思いますし、あと、ホームページ等で公開していただくと、検索したときにそうした情報が出てきます。

そうするとより多くの方が長野県にバリアフリーに対応した観光施設があるということを広報することができると思いますので、そうした観点からも幅広いメディアを使って、情報提供していただくようお願い致します。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。

(二宮委員)

二宮です。

(赤羽会長)

はい、二宮委員さんお願いいたします。

(二宮委員)

障がい者プランを作成する上で、障がい者に対する基本的な調査、とっても大切な調査になると思うのです。ちょっとそこで確認したいことがありまして。

障がい種別によって困ること、場面によって困り感が違うと思うのですね。例えば情報を入手したり、コミュニケーションをとる上で、「困ることは何かありますか？」という設問があると思うのですが、一番多いのが、「特に困ることはない」という回答で、二番目に多いのが、「パソコン・タブレットの使い方がわからない」と出ていますけれども、それってやっぱり障がい種別によって困り感は異なってくると思います。行政に対する要望というのも障がい種別によって変わってくると思います。

特に、障がい種別によって困りごとの違いが顕著に表れるのは恐らく職業に関わること、困り感の内容が異なるんじゃないかなというふうに思うのですが、それは本当に障がい種別のデータとして欲しいなと思ひまして、いただいた黄色の冊子。報告だけではやはりわからない、それとは別に障がい種別ごとのデータがあれば教えて欲しいなと思ひました。以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

今回の調査について、障がい種別ごとに分かるように調査しておりますので、改めて障がい種別ごとに整理をした内容をお示しできるようにしたいと思います。

(二宮委員)

わかりました。よろしくお願いします。

(赤羽会長)

はい、その他にいかがでしょうか

(武藤委員)

委員長。

(赤羽会長)

武藤委員お願いいたします。

(武藤委員)

武藤ですけれどもお世話様です。サービスに関してですけれども、点訳と音訳のボランティアの研修会は開いていただいているということでありありがとうございます。

それで私は出掛けるにあたって同行援護のサービスを受けているのですけれども、ガイドヘルパーとかホームヘルパーの養成講座も開いていただいて、ぜひ育成していただきたいと思うのですけれどもよろしくお願いします。

(赤羽会長)

はい。

(藤木障がい者支援課長)

同行援護につきましては、県が研修機関の指定をさせていただいております、その指定を受けた研修機関がそれぞれ研修、実習をしております。また点訳、音訳とは

違った仕組みではありますけれども、そういった形で支援者の養成に努めているところ  
です。

(武藤委員)

いま、やっただいていてということですか？

(藤木障がい者支援課長)

はい、そういった仕組みはございます。

(武藤委員)

具体的には1年に何人位育成する予定ですか？

(藤木障がい者支援課長)

幾つかの研修機関を指定しておりますので、今すぐ数字が出るかどうかわからない  
ですけれども、一定数の養成はしているはずですよ。

(武藤委員)

これからもよろしく願いいたします。

(藤木障がい者支援課長)

はい。

(赤羽会長)

ありがとうございました。あの、もしこのように色々な施策の中で、周知も、今ど  
うなのだろうなというところも是非、県の皆様の方でも、ご確認いただければ、多く  
のところ、そういった折角やっただいていてのが幅広く、当事者の方たちに伝  
わっているかという視点も是非、ご検討いただければということで、いかがかという  
ふうに思いますが。

はい、ありがとうございます。佐藤委員さんお願い致します。

(佐藤委員)

はい、では、佐藤です。お願いします

今、現プランの中での振興というところの中で、3の「スポーツ文化芸術レクリエーション活動の振興」ということなのですけれども、ここで言っている障がい者のスポーツの定着というところ、具体的にここ2点ありますけれども、今、私、東御市なんかは障がい者スポーツに、ボッチャに凄く力を入れています。

県のスポーツ課の職員さんたちも、一緒に交流事業ということで、東御市のところの企画に、スポーツ課の職員さんが、ボッチャの選手になって来てくださって優勝しちゃったのですね。

そのぐらいに、何か今まで指導している皆さんが、実際に選手となって、凄く頑張っているところを参加した人たちも「すごいねー」って言いながら見て、少しでも上達しようという想いがあるのですが、ボッチャの普及、車いすの方でも出来るような、こういう競技も、もうちょっと具体的なスポーツの定着の中身を少し確立して、「そこはこういう風にするんだろうか」、また、「次回どういう風にしていったらいいのか」、というところは、お示ししていただければ、それが段々に障がい者のスポーツもそうですし、あるいはサンアップルでの事業だったり、サンスポート佐久とか、サンスポート長野さんとか、そういうところで色々事業に取り組んでらっしゃいますので、アンケートにもありますようにスポーツを楽しんでいるパーセントが高くなってきて、社会参加をするという意味でも大事ではないかなというふうに思っておりますので、そこら辺の状況が分かればお願いしたいところです。

それから、重点施策4の「多様な障がいに対する支援の充実」の中の、「医療的ケア児に対する支援体制の整備」ということですが、もうすでに二十歳を過ぎた、ケア者ですね、ケア児でなくてケア者。そのケア者に対する支援体制の中でも、今本当に24時間365日一緒にいなければならないというご家庭の中で、自分、母親が大変なときに、子どもを預ける場所がない。病院での受入れもなかなかできないということで、大変だっという話もありまして、ケア者に対しての支援体制の事についても具体的に次の計画に盛り込んでいただければありがたいと思います。はい。

(赤羽会長)

ありがとうございます。はい、お願いします。

(藤木障がい者支援課長)

事務局からお話させていただきたいと思います。

まずスポーツの関係。ボッチャのお話が出ましたけれども、県では昨年度、全市町

村にボッチャ用具を配布させていただいて、身近なところでボッチャが楽しめるように、各市町村の庁舎等に置いていただいで、その用具を貸し出す仕組みを設けさせていただいております。

それから、パラウェーブ長野という取組もやっております、その中で、東北中农信4地区で地区大会を行い、そしてそこを勝ち抜いたチームが県大会に出場するような形で、昨年度、約100チームの参加をいただいでボッチャ大会をやらせていただいでしております。引き続き障がい者スポーツの振興を図っていきたくて考えております。

それから、二点目の医療的ケアが必要な大人の方への支援ということで、私ども昨年4月に「医療的ケア児等支援センター」、なぜ「等」をつけたかというのは、「児」だけではなくて、「者」も支援するという意味で「等」をつけて「児者」ともに、私ども県庁内に設置したセンターで支援をさせていただいております。

引き続き、こうしたレスパイト等を必要とする方への支援、地域の課題を地域でしっかり解決できるように、私たちのセンターが後方支援をさせていただいて、より住みやすい地域作り、環境作りを行っていきたくて考えております。以上でございます。

(佐藤委員)

はい、ありがとうございました。

圏域、地区ありますので、その圏域が同じように動いていただくとということが一番大事ななと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(赤羽会長)

ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。複数回ご発言いただいても構いませんので是非お願い致します。

(二宮委員)

はい、二宮です。

(赤羽会長)

はい、二宮委員さん。

(二宮委員)

資料3の長野県障がい者プラン2024について数値が出ています。ちょっと引っかか

るところがありまして、何故かと言いますと障がい種別でそれぞれ違うと思うのです。

聴覚障がい者として見ると、他の障がい者とまとめてしまうと数値としてどうかなというところがあるので、もうちょっと詳しい内容、分析してから載せた方がいいと思います。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。ぜひ事務局の方でも検討をお願いします。

(藤木障がい者支援課長)

はい。検討させていただきたいと思いますが、もしかすると障がいの種別ごとに分けると極めてデータが少ない障がい種別も出てくる可能性がありますので、そういった場合には統計データとしての信頼性という意味でやや劣る部分も出てくるかもしれません。そういった点も踏まえてしっかり調査結果の整理をしてつぶさに検討を進めさせていただきたいと思います。

(赤羽会長)

お願いいたします。その他にはいかがでしょうか。はい友野委員さん。

(友野委員)

資料3の長野県障がい者プラン2024のことで、その中の言葉に気になる部分があるという話なのですが、現状と課題のところ、サービス提供体制についてのサービスへの不満という部分で、サービスの質が低いという課題が挙げられています。

自分達も福祉サービスを提供する事業者としては、やはりこういった部分については対応していかなければいけないなという部分と、実際にどういったことが私達、福祉サービス事業者に対する質が低いという(部分なのか)。

私達も当然前向きに対応してまいりたいと、当然考えてはいる部分なのですが、具体的にどのような部分はそのサービスの質が低いにつながっているのかなというのを疑問として感じたり、実態調査の21ページですか。障害福祉サービスの利用についてというところまで読ませていただいたのですが、サービスを受けてる人もおりますけれども利用しているものは無いという回答の方が53.5パーセントと半数以上という状況ですよね。

今後利用したいサービスはというところには若干、相談支援とかはありますけれど



も、利用したいものが無いというのが42.9パーセントということは、なかなかやはり我々の福祉サービスの制度や認知度などがまだまだ低い部分があったりとか、私達事業所ももう少しもっともっとオープンにしながらというのと、こういうサービス、それから今足りていないサービスという部分があるとすれば、できることは当然考えていきたいと思います。ただ報酬単価など運営という部分ではなかなか難しい部分もありますもので、このプランの2枚目の方にも、国への要望と不足するサービス基盤の整備促進というのと記載していただいておりますけれども、今後、具体的にこんなことというような形で県の方で考えてみるようなことがありましたらお聞かせいただければありがたいかなと思います。そのように感じましたのでよろしくお願いします。

(赤羽会長)

事務局、いいですか。

(藤木障がい者支援課長)

それでは、まず一点目のサービスの不満。どんなところなのかということなのですが、今回の調査では具体的にどこに不満があるのかというそこまで詳しい調査をしておりません。おそらくそれぞれの施設で利用者の方の満足度調査等、実施されていると思いますから、それぞれの事業所でやっている満足度調査などを参考に今後の施設で活かしていただければありがたいなと感じているところです。

それから二点目のサービスをまだまだ利用していない方が大勢いらっしゃるということで、長野県内の障がい者がだいたい15万人ぐらいいらっしゃるのですけれども、実際に障がい福祉サービスを利用されている方は2万人ぐらいです。

では残りの方はサービスを知らなくて利用していないのかというと決してそんなことはないのではないかと。おそらくサービスを利用する必要がなくて使われていない方も大勢いらっしゃるでしょうし、それから65歳以上の高齢者の場合には、介護保険を利用されている方も相当数いらっしゃるのではないかと考えているところです。

それから不足しているサービスという点では、やはり医療に関わるような、例えば医療型の短期入所であったり、医療サービスをセットで提供するようなサービスはまだまだ不足している状況にあると考えています。

あるいは他には標準利用期間が定められているサービスがあります。例えば自立訓練ですとか、就労移行支援のように利用期間が限定されていると、利用者の方の入れ替わりが激しいので、十分な利用者確保するというのは難しい。そういったサービ

スは少し厳しい状況にあるのかなと感じています。

そういった点を含めて私達が課題だと感じていることについては受入体制をしっかりしていくこともしていきたいと考えている次第です。以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございます。はい。土井委員さん。

(土井委員)

はい。関連してなんですが、共生社会を築いていくのに一緒にスポーツをしたりとか、交流の機会がやっぱりとても大事だなと思っているのですが、もう一つはやっぱり働く時に、今も福祉サービスに来ない方がとても多い。

その半数以上が利用したことがないというふうに言っていますが、私共のところでも働く事業所もやっているのですが、なかなか人が来ないけれども、その来ない人たちは一体、何処に居るのかというと、ハローワークに行ってみている方はすごく沢山いるけれども、福祉サービスに来るよりも家でゲームをして、あわよくば雇用をされればそこに行って、それで続かなかつたらまた、しばらく家へ引きこもってという方がとても多いということ、特にデータではないのですが、聞いたことがあって、だんだん福祉サービスを利用されない方向に行っているのかなということは、とても感じるのです。満足度調査ということ、うちもしたことがないのですが、福祉サービスの満足度調査は皆さんやっていらっしゃるのかどうか、そういうものも必要な時期にきているのではないかと一つ思います。

それで、もう一つは重点施策の3、「社会参加の促進」の中に就労支援の充実の中の(2)で、一般企業への就労拡大という項目があって、その中で法定雇用率を満たしていない企業に対して勸奨状を727件、発送しているというのがあり、そうやって促してくださっているというのは分かるのですが、これは効果があるのかそれを追跡していただけるなら、それで未達成企業が減っていくのかどうかというのを調べていただけたら、ありがたいというふうに思います。

すみません、もう一ついいですか。

グループホームが結構、足りてきているというのが統計を見てもありまして、これからは、うちもグループホームは、とても空きが出るような状況になってきていて、それは県内他のところでも聞いたことがあって、じゃあグループホームもこれからどういう方向でいくのがいいのか、サービスがとても増えたので自立してアパート暮らしをしているところの支援をもっと強化した方がいいのか、そういうところも結構、過渡期にきているのかなと思います。また実施結果などこれ以上増やす必要がないと

いうことであれば、そういうところも、うちも方針として変えていかないといけない  
と思っているので、また教えていただきたいと思います。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。

その他にはいかがでしょうか。

それぞれの障がい種別分野の皆さんのところから、ご意見を色々いただければと  
思いますが、いかがでしょうか。

はい。上原委員さんお願いします。

(上原委員)

はい。長野労働局の上原です。

先程、ご質問といたしますか、ご意見の中で法定雇用率に伴っての勸奨状の話があり  
ましたので、私の方で分かる範囲で少しお話しさせていただこうと思います。

皆さん、ご存知かどうかはわからないのですが、毎年6月1日現在で民間企業の方  
から、その会社で何人、障がい者の方を雇い入れているかという報告を求めています。

これを毎年取り纏めまして、毎年その年の中で未達成の事業者については、勸奨状  
を発行しているという流れになっております。

もちろん、この時期だけではなくて、この調査を通じて年間を通して、その未達成  
の事業所については、県下のハローワークの方で雇用指導という形で関わらせていた  
だきますし、あと、そういう未達成の事業所から、障がい者を対象とした求人が出ま  
すと、今度は、障がい者の方達で応募の希望があれば、ハローワークの方で紹介とい  
うような形を取るのですが、ここでも、この資料の2番のところに出ている障害者就  
業・生活支援センター、それから、私どもの外郭団体の障害者職業センター、そうい  
った関係の支援機関と連携しまして、ハローワークの方ではチーム支援という言い方  
をしていますが、就職から定着まで関わる形で就職促進、企業からすれば達成指導と  
いいますか、そういった支援をさせていただいているところであります。

毎年6月1日現在の状況などについては、その年の12月ぐらいに全国の取り纏めた  
ものを公表という形で、まずは厚生労働省、本省の方で発表した後に長野労働局内で  
取り纏めた数値を、昨年も12月の時期ですが、公表させていただいています。

おかげさまで長野県については、障がい者の実雇用率、障がい者の就職状況は年々、  
数的には上がってきています。

達成の割合についても、達成している企業さんが50%を超えるぐらいで推移してい  
るのが最近の状況になります。

ただし、5年ごとに法定雇用率の見直しがありまして、今後段階的に法定雇用率は引き上げされます。

今、法定雇用率は2.3%ということで、会社の規模でいくと数値的に違っていたら申し訳ないのですが43.5人ぐらいの規模で、1人は障がいのある方を雇っていただかないと2.3%に届かないのですが、来年の4月1日から0.2%引き上げになりまして、法定雇用率としては2.5%になります。

そうすると、今、小規模の事業所ですと43.5人以上の企業が対象となっているのですが、それよりも下の、今度は40人以上の事業所が対象になるので、分母が広がる可能性があります。法定雇用率が引き上げになると、もしかしたら、しばらく未達成企業は割合からすると少しまた悪い方の数字になる可能性があるということで、今、各地のハローワークの方でも、今後法定雇用率が上がっていくという周知も含めて例年通りチーム支援という形で、就職の支援に取り組んでいるというのが現状になります。

(赤羽会長)

はい、ということです。

(土井委員)

ありがとうございます。精神の方の働くのは、とても長い時間が難しい、というところで、今度4月1日からですかね。週40時間のうち20時間以上の算定が、10時間以上でも算定してもらえるようになりますかね。

算定してもらえると、またちょっと法廷雇用率達成企業が増えるかなと思っているのですが、そういうところも結構企業さんの方にいっぱい情報を提供していただけるといいなと思っておりますがよろしくお願い致します。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。説明ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。はい。榊原委員さん、お願いします。

(榊原委員)

はい。榊原です。資料3の、障がい者プラン、2枚目、障がい者プラン2018の取組状況と、障がい者プラン2024(仮称)、発展の方向性、の資料で、現状と課題の①の差別的取扱い等の存在、これを解消するためにこの次期プランの方向性として、心のバ

リアフリーの推進と共生社会づくりという、プランを、作成されると思うのですけれども、どうも、私だけかもしれませんが、差別的取扱い等の存在と心のバリアフリーは、どうも一致しなくてですね。正直、差別禁止の推進と共生社会よりももう少し、はっきりと書いていただくことはできないでしょうか。

障害者差別解消法の中でも差別的取扱いは、もう禁止されておりますし、(障害者差別解消法が)改正されることによって合理的配慮の提供も、民間でも義務化されることとなりますので、そうした意味では、心のバリアフリーという曖昧な表現よりは、もう少し明確な表記にさせていただいた方が伝わるのではないかと思います。よろしくお願い致します。

(赤羽会長)

ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。はい、村松委員さんお願いします。

(村松委員)

すみません。長野市の身障協の村松と申します。正直言ってこの数値目的、目標とか、そういうものからの、フィルターからこぼれ落ちているのが、私たちの障がいだと思うのですね。

つまり、車いすは使っていません、耳も聞こえます、目も見えます、でも歩きにくい。5分ぐらい歩くところ、駅がそのくらいの位置にあっても、歩くの大変。じゃタクシー呼ぶ？それはできません。

そういうとき公共交通機関を使って来てくださってとても無理。そういうそのフィルターからこぼれているのが一つ例を言えば股関節症の障がい。

障がい者手帳もいただいているっていうだけで、中には、女性部の中には、私は障がい者じゃないからと言っている人もいるのですけれど、そういう障がい者というのは私たち、こういうフィルターからこぼれ落ちている。

私たちになると、「手帳もらっているから障がい者なんだよ」、ということなのです。

分かりやすい障がいというのは正直言って羨ましいですよ。車いすにお乗りになっているとか、足がないとか、お目目がちょっととか、口がとか。だけれども、私たちみたいに、本当にどっちかっていうとコウモリのように、ある時は健常者の側に立たせられる、ある時は障がい者としてつかせられる。という、そういう苦しみもあるん

だっていうことを、今日の数値目的とか、そういうものとは別として、せめて皆さんにね、「あっ、なんだ、そういう村松さんみたいなそういうね、どっちつかずの障がい者もいるんだ」と。

障がい者というのはつまり、車いすに乗っている人とか、体がギチギチになっているとか、そういうのではないのです。

私がいつも経験するのは、障がい者の止められるところに堂々と止めると、そこら辺の人が、「はあ？」「えっ？」「あの人？」てやられることがもう全て。もうそもそも差別。

でも障がい者の車いすマークは付けているし、それからパーキング・パーミットですかね、あれの札も置いてあるのですけれど、それでも、「はあ？」って、いうその目がとても怖いってというのが、それが私たちフィルターからこぼれ落ちている、手帳をただもらっているってだけのね。でも車の自動車税免除してもらったりとかそういうおいしいところは頂いちゃっている。でも歩けないから、歩きにくいから大変だっていう障がい者は実はたくさんいると思うのです。

だから、その数値目的はとってもいいことで、これからも達成していただきたいのですけれど、やはりその、どこかに頭のなかに置いていただきたいのは、そこから漏れている、でも、でも5分先の駅に歩けないのよ。だって公共のぐるりん号だのバスだの豊野町だって走っているけれど、そのバス停へ行くまでに、とてもじゃないけど歩けない。そういう人たちが、いるということだけ今日私の役目はそこかなと。

数値目的については、とやかくは言いません。どんどん達成していただきたいと思えます。

すみません。本当にいつもこういうふうにとんでもないことを、意見を言うのですが、それも私はここに席を置いていただいた役目かなと思えます。

お願い致します。お騒がせしました。

(赤羽会長)

ありがとうございます。なかなかそこは、分かり辛い障がい種別、皆さん違うところの、困りごとのっていうところが、そういうところに、やっぱ当事者の方であるのだというところで、是非ご検討いただければと思います。お願いを致します。その他にいかがでしょうか。

はい、二宮委員さん。

(二宮委員)

二宮です。障がい者プランの次期プラン資料(「障がい者プラン 2018」の取組状況と「障がい者プラン 2024(仮称)」策定の方向性(たたき台))の作り方としてちょっと気になるところがありまして右下の③で「社会参加と心ゆたかな生活の実現」という文章があります。その記載内容部分でちょっと違和感がありまして。

なぜかといいますと、仕事と趣味等を通じて、心ゆたかに生活できるよう、様々な社会活動への参加を支援するというふうに、仕事と趣味を一つにまとめているんですね。書き方としては、2018のこのプラン 15 ページですね。私が言いたいことは何かといいますと、社会参加というのは広い意味で就労部分と生活を楽しむ部分に分けられると思うのです。

仕事と趣味というようなね。趣味の方はスポーツとかいろいろ楽しみ方はあると思いますけれど、同じ社会参加でも、その辺を分けて記述内容を考えた方がいいのではないかなと思っています。

人によって考え方は、まちまちだと思うのですけれども、私の場合就労はすごく人生の中で大切なことだと思っています。

趣味は趣味で仕事は仕事、どちらもすごく大事なことと思っているので分けていただくといいなと思います。

ここで、地域スポーツ、クラブの支援というようなことが書いてあると思うのですがけれども、実は最近、長野県の地域スポーツクラブに聴覚障がい者が参加したい、入りたいと思って断られてしまうということがあったのです。

長野県では、福井県、石川県、あと富山県とかも一緒に北信越のスポーツ大会を長野県と一緒にやっていて、そこで話をする機会があって、「長野県では地域スポーツクラブに入れなんだよね」、「断われちゃうんだよね」と言うと、他の県は、「そんなことはないよ」というふうにいるのです。

「長野県だけか」というふうに思いまして、それは長野県の県民性なのか、障がい者差別なのか、どうしてそういうふうになってしまうのか分からないのですよね。

それが気になりまして、ここはどういう意味の支援なのか、支援の具体的な内容を教えてもらえればと思います。

(赤羽会長)

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

はい、スポーツクラブの支援の中身ということでご質問頂きました。これについては、それぞれの地域で身近なところでスポーツを楽しむことができる環境づくりが必要ですが、それぞれの地域にあるスポーツクラブでは障がいのある方にどのようなプログラムを提供したらよいかのノウハウがない。だからできないというクラブが結構多いです。

その辺のノウハウを地域のスポーツクラブに理解していただけるような、例えば私も県の職員が直接出向いて障がいのある方が参加できるようなスポーツ、そういったものを導入するきっかけづくりを行ったり、あるいは県の指定管理施設であるサンアップルでもそういった取組をやっています。できるだけ身近な地域で障がいのある方がスポーツできる。そんな環境づくりに努めているところです。

(佐藤委員)

委員長いいですか？

(赤羽会長)

はい。

(佐藤委員)

今の関連ですけれども調査結果の概要の 31、32 を見ると、「スポーツを行った日数は平均何日ですか？」という問いに対して週3日以上という答えが 30.8%と高いのですが、かたや 32 ページを見ると、「スポーツの経験や集会に参加したことがありますか」ということで、「何にも参加しなかった」というのが 58.3%。

1つは情報として、こういうのがありましたということ、きちんとお伝えしてあるのか、どうかというのが一つの判断になるのかと、その表だけで見るとそう思ったのですが、今、二宮さんおっしゃったことは大事なことだと思うので、それこそ障がいがある人も、ない人も共に長野県づくりの中では大事なポイントだと思います。よろしく願いいたします。

(赤羽会長)

はい、是非お願いいたします。ありがとうございました。



WEBの皆さんも今日、ご参加ありがとうございます。長沼委員さんお願いします。

(長沼委員)

飯田の長沼です。よろしくお願いします。私は、医療的ケア児とか、重症心身障がい児者の部分を特に見せていただいている訳ですけれども、県の医療的ケア児等支援センターが出来まして、色々なところでどんどん進んでいると思います。

それで、資料の1の重点施策4のところに、色々な施設ができたとか、或いは研修所がこのくらいです、というようなことがしっかり書いてありまして進んでいるということは分かるのですけれども、県全体の中で数が増えたということは分かるのですが、偏在はあるというふうに私としては思っているものですから、その辺のところもフォーカスして書いていただくとかいうのがいいと思います。

特に重症心身障がい児者が、家庭で生活できなくなった時のサービス提供というのを考えますと、現在非常に偏っております。松本医療センターに120床くらいですとか、長野が130床くらい、後は小諸高原病院あたりであって非常に偏っています。偏っているままで行くのか、あるいは、これは解消しなければいけないのか、ということがわかるように書いていただく方がよろしいかなあとと思います。そんなふうに思いますけれども、よろしくお願いします。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。では、WEBの皆さんでご意見を頂ければと思います。小岩委員さんご意見いかがでしょうか。お願いいたします。

(小岩委員)

はい、今日はありがとうございます。資料の4になります。裏面の2ページのところなのですが、手話を使いやすい環境の整備というところで、この表の下のところですね、長野県の手話通訳者であったり、要約筆記者の登録者数なのですが、コロナ禍の中でなかなか講座とか開けないような状況があったかと思うのですが、なかなか伸びがないという中で、私たち千曲市の方も手話言語の関係で色々な施策をやっているかなければならないのですが、こういった状況の中で小中学生、早期からこういった障がい者に対して関心を持つということで、小中学生に対しては、どんな取組といますか取り組んでもらっているかというところが何かありましたら、今作っている計画の中にも心のバリアフリーというところで、そういったところにも関心を寄せて行

かなければいけないかと思うのですが。

小中学生たちの取組、何かありましたら教えていただければ。

(赤羽会長)

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(吉沢係長)

ありがとうございます。先ほど資料4の2の(2)でご説明申し上げました、共生社会実現のための手話講座の受講者数の1,020名のうち、小学生から大学生までの、児童、生徒、学生さんを含めての人数が、664人でございます。積極的にお子さんも含めて若い方等に手話講座を実施させていただいておまして、そこからまた手話通訳者になるような道をご希望いただく方、増えていったらいいなということも含めまして引き続き今年度も取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

(小岩委員)

はい、ありがとうございます。学校の中で取り組んでいるっていうのはお分かりになりますか。学校の授業の一部であったりというところで取り組んでいるという様子はお分かりになりますか。

(吉沢係長)

はい、今申し上げたこの手話講座につきましては、基本的には一回限り。まず、入り口をここで設けていただくということでの手話講座でございます。

あとは、数字として今手元にはないのですが、学校の中で引き続き取り組んでいる学校も複数あるということは、承知はしております。

(小岩委員)

はい、ありがとうございました。

(赤羽会長)

ありがとうございました。田中委員さんご意見いかがでしょうか。

(田中委員)

お願いいたします。私は障がい者総合支援センターに勤務をしております。その中で相談支援専門員の方も兼務をさせていただいております。圏域の中での課題でもありますけれども、重点施策2の「地域生活の充実」という中で6番、「相談支援専門員の養成と資質向上」というものがございます。

毎年、新しく相談支援専門員の資格を受講していただける方がおります。

現状ですと初任者研修というものと現任者研修というものがございます。その中で研修は受けていただけるのですけれども、なかなか実際の実務に関わっていただけるというところで制限があるというようなことも課題になっております。

各事業所さんの配置とか業務内容ということも関わってくると思いますが、資格を取られた方が実際業務に携われないというか、携わっていらっしやらないというこんな現状もありますので、なかなか新規の方のサービス利用の時に相談支援専門員の選定というところでは苦慮するというような状況も続いておりますので、圏域中での課題というところでも認識はしておるのですが、せっかく資格も得ていただいた方には、そんなところでご活躍できるようなそんなシステムというところが新たに検討されていくといいのかなというふうに思っております。以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございます。そろそろ予定をしていた時間に近づいているところはございますけれども、なにかまだ皆さんの方からいろいろきっとおありかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。はい。武藤委員さんお願いします。

(武藤委員)

武藤ですけれども、先ほど地域のスポーツクラブに入れてもらえなかったというお話ですけれども、その地域の方が障がい当事者とどう接していいかわからないということが多いと思うのですね。だから、例えば私が地域のところへ出て行って、ボッチャとか、いろいろやったのですけれどもそうすると周りの方はいろいろとサポートしてくださるので、当事者のサポートをしてくれる人と一緒にそこへ行って、いろいろ話し合えばわかってもらえるのではないかなと、それが共生。障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例の一步だと思うのですけれども。よろしくお願いいたします。

(赤羽会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい。二宮委員さん。

(二宮委員)

今の話なのですが、スポーツクラブに3回足を運んで、話したのですが断られてしまったのでスポーツ協会の理事長とも相談をしたけれども、やはり入れないみたいな状況だったのですね。でも本人は入会を断られても諦めずに頑張って入りたいと言っていました。

(赤羽会長)

はい。ありがとうございます。進行の立場ですけれど私の方からも知的障がい福祉協会のところから来させていただいているので今日感じたところのひとつなのですが、今日どんなことをお話ししようと思ってこの議案を見ながらきたときに、数値目標だけではないのですけれども、私がずっと入所施設でこのところ地域の方のショートステイだとか、強度行動障がいの方をたまにこう受けて壁が穴開いていくだとかという状況のなかで、すごく感じるのはやはり障がいあってもなくても、教育のところとにかく手をいれていかなければ、もう後手後手になってしまうぞというところをとにかく最近感じているところであります。

今日の重点のところの4にもいろいろ発達障がいの切れ目ない支援だとか、強度行動障がいですとか、その強度行動障がいの受け入れの充実だとか特別支援教育の充実等々、書いてあるわけですけれども、一つ今の状態のところをどうするかという対策もすごく大事なところと、もう一つはやはりそういう状況を生み出していないように早い時点で、この共生社会的なところを教育のところでなんとかこう手を入れてくということが大事ではないかなと本当につくづく思います。

それと障がい者の方の教育も大事なのですが、ここにあるのは障がい者の方の教育ばかりで一般の学校関係のところのあり方も、特別支援学級のあり方も含めたところの支援がない限りなかなか難しいケースが出てきたりとか、あとは人材不足と人材育成、確保のところも、そういった教育と一緒に共生してやっている子達がこの仕事をいいと思って福祉の世界に入ってきてくれると思うと、どうしても教育のところをもっと大きく、このプランがどこまで手を入れるのか私はすいません勉強不足でわからないのですが、県市町村の教育委員会とはどこまでそこが連携できて、そちら

とはどうなっているかというところが本当に急務でないかなというところを一番とにかく最近思うところです。

そういったなかで多様性多様性というのですが、小さい頃から分離させられているなかで多様性を理解しろというのはもう到底難しくて、それを子ども達の、先生も理解ができないままいく。そこを多様性に対応できるのかなというようなことを一番思っておりまして、問題が挙げた時にそれが話が出てくるだけではなくて、小さい教育の時に何とかそこを共生社会ではないかなというのが、いろいろ課題がいっぱいあるのですけれども、そういったときに権利擁護がそこで身についたり虐待がいけないとか、どこまでがいいとかということが身についたり、強度行動障がいの方達も本人達が危険な人ではなくて環境でなってしまうので、やはりそこを早いうちにいい支援ができてくるですとか、今日もそういう手話も学校でどうだろうというのはとてもいいアイデアだと思いますし、クラブに参加を断られることもその根っこにこういった共生のがもともとその向こう側の人達に育っていればこんなに何回も行く必要はないというようなことに繋がるのではないかなというふうに思いまして、私が一番気になるのは障がい者もそうですけれども、一般を含めた学校教育のところがプランに載らない限り、こういった状況はずっと出てくるのかなということと本当に人材不足と人材確保は本当に私達には急務なので、今後がどうなるのかとても不安な状況があるということ。

すみません。プランからずれたかもしれないのですけれども、そのようなことをこのところ一番思っておりました。

すみません。最後にお話しをしました。ありがとうございます。きっと委員さんの皆さんにはまだまだご意見がたくさんあるかと思っておりますけれども、ぜひ県の皆さん、今日委員さんから出たご意見たくさん頂戴したかと思っておりますので、そういったところを次期プランに作成作業を大変ですが、是非加えて進めていただければというふうに思いますし、まだきっと他にもご意見があるかと思っておりますのでこの辺りのところの吸い上げをぜひ工夫をしていただければ大変ありがたいかというふうに思います。

貴重なご意見を皆さんありがとうございました。それでは時間になりましたので会議事項を終了させていただきたいと思っております。

進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

(山本企画幹)

ありがとうございます。赤羽会長、委員の皆様改めましてありがとうございます。

赤羽会長さんからのお話にもございますが、本日の会議の中では皆さん、言い足りなかった部分もあろうかと思しますので改めて事務局のほうからご意見を頂戴するようなことを考えております。具体的には、後日提出方法や提出期限につきまして、ご連絡を差し上げたいと思しますので、今日言い尽くせなかった部分または、ほかにもこういったものがあるってところをですね、いろいろとご質問やご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

それから、今後のスケジュールにつきましては、ご説明申し上げた通り、今後ですね今回含めまして3回予定しております。第2回目につきましては11月の下旬ぐらい、それから第3回目につきましては2月の中旬の開催を予定しております。また皆様の日程調整をしながら日にちを確定していきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。最後に藤木障がい者支援課長からご挨拶を申し上げたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

(藤木障がい者支援課長)

赤羽会長さんはじめ委員の皆様方には本日は熱心にご討議をいただきまして誠にありがとうございます。この障がい者プランは来年度から向こう6年間の県の障がい者政策の重要な方向性を定める計画になっております。

長野県としても地域の特性を踏まえてメリハリがあるしっかりとした計画を策定していきたいと考えておりますので、是非委員の皆様方のお力添えをいただければと思います。

先ほど会長から教育というお話も出ていましたけれども、今日も教育委員会からも出席しておりますし、この計画、健康福祉部だけで作る計画ではなく全庁あげて作る計画となっております。庁内連携して取り組んでまいりますので委員の皆様のお力添えをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

(山本企画幹)

以上をもちまして本日の会を終了したいと思います。本当に皆様ありがとうございます。WEB参加の皆様につきましてはご退席をお願いいたします。本日はありがとうございます。